



第3次 橋本市男女共同参画計画

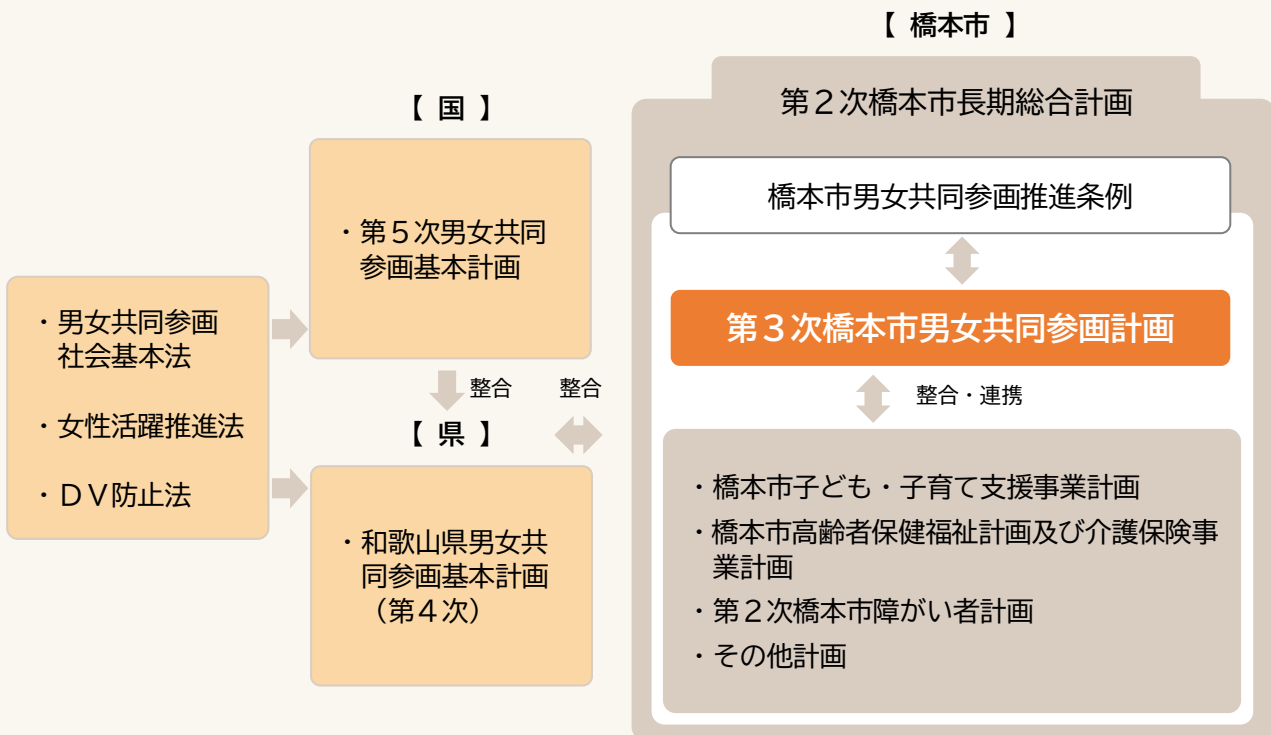
概要版

令和4年(2022年)3月
橋本市

1 / 計画策定の趣旨

「第3次橋本市男女共同参画計画」では、これまでの橋本市の計画を引き継ぎ、令和2年度に公表された国の第5次男女共同参画基本計画及び和歌山県の第4次男女共同参画基本計画の内容を踏まえつつ、社会情勢の変化等も考慮し、新たな課題や取り組むべき施策を明らかにし、市民・行政・地域・市民活動団体・事業所など様々な立場の皆さんと課題を共有し、力を合わせながら目標の達成に向けて総合的、また計画的に男女共同参画を進めていくために策定するものです。

2 / 計画の位置づけ



3 / 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、社会・経済情勢の変化や計画の進捗状況などを勘案し、おおむね5年を目途に見直しを行う予定とします。

4 / 基本理念

性別に関わりなく一人ひとりがお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、ともに参画できる男女共同参画社会の実現をめざし、「一人ひとりの個性が尊重され思いやりのあるまちづくり」を基本理念とした様々な施策を計画的に推進します。

基本理念

一人ひとりの個性が尊重され思いやりのあるまちづくり

5 / 基本目標とアンケート結果からの状況

【アンケート調査の概要】

調査期間：令和2年12月4日から令和2年12月24日

調査対象	配布数（有効標本数）	有効回収数（有効回収率）
① 市内在住の18歳以上の市民	2,000通(1,996通)	791通(39.6%)
② 本社または支社が市内にある事業所	127通(123通)	56通(45.5%)

基本目標1 人権の尊重と男女共同参画に向けた基盤の整備

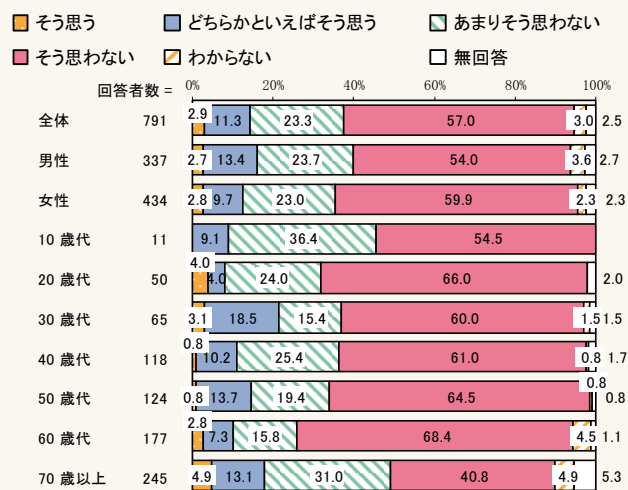
誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、市民が性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識を醸成します。

また、すべての人が男女共同参画に関する認識を深められるよう、様々な機会を通して分かりやすい広報・啓発活動を行います。さらに、生涯にわたって意識が醸成されるよう家庭や地域、学校等のあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

○ 男は仕事、女は家事・育児という考えについて

性別で見ると、女性に比べ、男性で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた「そう思う」の割合が高くなっています。逆に、男性に比べ、女性で「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた「そう思わない」の割合が高くなっています。

年齢別で見ると、70歳以上で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた「そう思う」の割合が18.0%と高くなっています。また、10歳代、20歳代で「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた「そう思わない」の割合が高くなっています。

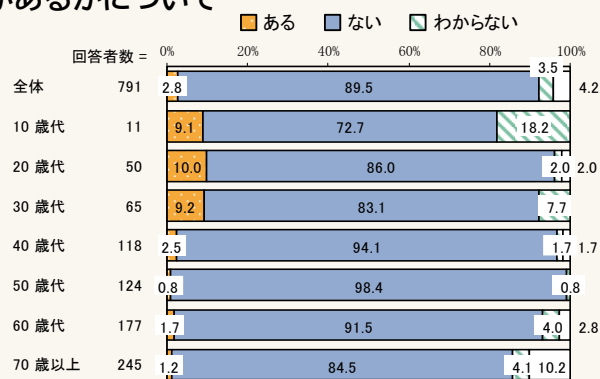


橋本市男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査より

○ 自分の身体や心の性または性的指向に悩んだことがあるかについて

「ない」の割合が89.5%と最も高くなっています。また、「ある」との回答が2.8%あります。

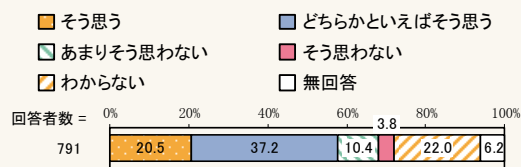
年齢別で見ると、10歳代から30歳代で「ある」の割合が高くなっています。



橋本市男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査より

○ 性的少数者にとって生活しづらい社会だと思うかについて

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた「そう思う」の割合が57.7%、「あまりそう思わない」と「そう思わない」を合わせた「そう思わない」の割合が14.2%となっています。



橋本市男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査より

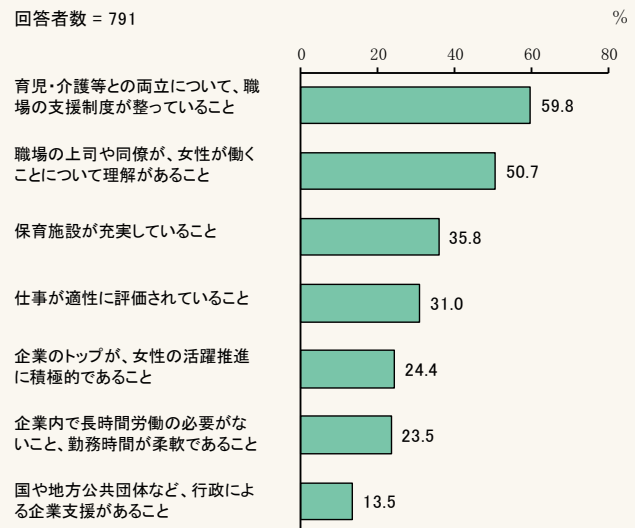
基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくりの推進

男女共同参画社会の実現のためには、雇用の分野において、男女の平等と働きやすい環境の実現が必要です。法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報等の充実により、男女ともに働きやすい環境整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境の整備等に努めます。また、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、職場での賃金、待遇、昇進・昇格の機会、仕事の内容等における男女差別をなくし、男女ともに安心して働くことが確保される環境づくりを進めます。さらに、社会の様々な分野で「女性の力」が十分に発揮されるよう支援を進めます。

また、家庭生活や地域社会活動の分野では、男女が共に活躍できる環境を整えることが必要です。そのため、男女が互いに対等な立場で、家庭生活や地域活動に積極的に参加できるように支援します。また、地域活動の様々な分野で女性が意思決定・方針決定過程へ参画できるように環境整備を進めます。

○ 女性の活躍を推進するために必要なことについて（上位7つ）

「育児・介護等との両立について、職場の支援制度が整っていること」の割合が59.8%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚が、女性が働くことについて理解があること」の割合が50.7%、「保育施設が充実していること」の割合が35.8%となっています。

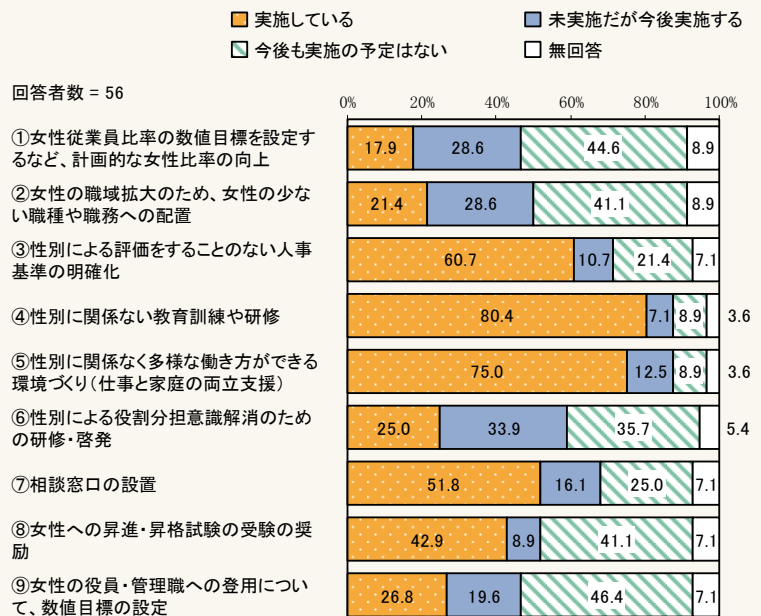


橋本市男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査より

○ ポジティブ・アクションとしての取組について

事業所アンケートでは、『④性別に関係ない教育訓練や研修』で「実施している」の割合が最も高く、次いで『⑤性別に関係なく多様な働き方ができる環境づくり（仕事と家庭の両立支援）』となっています。

一方で、『①女性従業員比率の数値目標を設定するなど、計画的な女性比率の向上』『⑨女性の役員・管理職への登用について、数値目標の設定』で「今後も実施の予定はない」の割合が高くなっています。



橋本市男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査より

基本目標3 安全安心な暮らしの実現

重大な人権侵害であるDVや各種ハラスメントに対応するため、DV等を許さない社会意識の醸成、相談体制の整備等を行い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、あらゆる分野における男女共同参画を推進するためには、生涯を通して健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。生涯に渡り男女の健康を支援するとともに、きめ細やかな子育て支援や介護支援などを含めた、生活の自立と安定のための支援を行います。

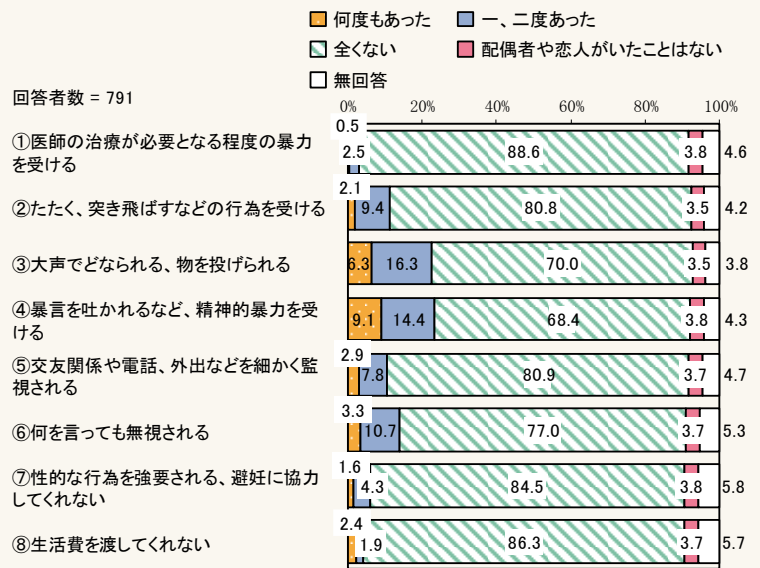
そして、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人等、生活上の困難に陥りやすい人々に対して、相談事業や福祉サービスを提供し、安心して暮らせる環境整備を進めます。さらに、災害時には、自ら避難することが困難な方に対して支援できる体制づくりを進めていきます。

○ 配偶者やパートナーまたは交際相手からのDV被害について

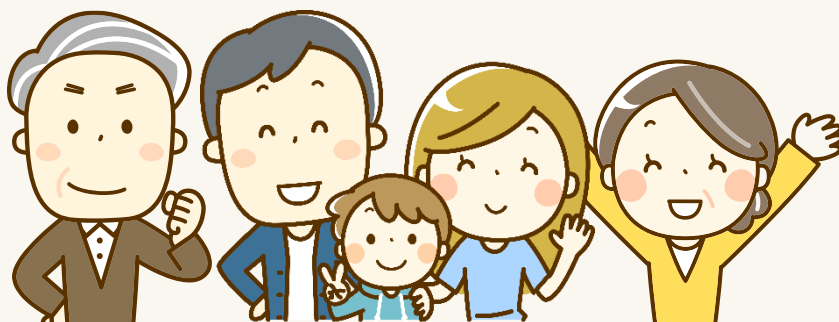
「何度もあった」と「一、二度あった」を合わせた“あった”の割合が高いのは、『④暴言を吐かれるなど、精神的暴力を受ける』で23.5%、『③大声でどなられる、物を投げられる』で22.6%、『⑥何を言っても無視される』で14.0%の順となっています。

平成23年度に実施した調査と比べると、『④暴言を吐かれるなど、精神的暴力を受ける』では、女性で「何どもあった」の割合が増加しています。一方、女性で「全くない」の割合が減少しています。

『⑤交友関係や電話、外出などを細かく監視される』『⑦性的な行為を強要される、避妊に協力してくれない』『⑧生活費を渡してくれない』で、男性で「全くない」の割合が増加しています。



橋本市男女共同参画に関する市民意識・事業所実態調査より



6 / 施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[重点課題]

一人ひとりの個性が尊重され思いやりのあるまちづくりへ

I 人権の尊重と男女共同参画に向けた基盤の整備

1 人権意識の育み

2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

II 男女がともに活躍できる環境づくりの推進

1 雇用・職場における男女共同参画の拡充

2 ワーク・ライフ・バランスの啓発

3 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大

III 安全安心な暮らしの実現

1 生涯にわたる健康づくり

2 あらゆる暴力の根絶

3 個別性を重視した多様な包括的支援


4 地域活動・市民活動等における男女共同参画の推進

5 育児・介護サービスの充実

基本目標Ⅰ / 人権の尊重と男女共同参画に向けた基盤の整備

重点課題1 人権意識の育み

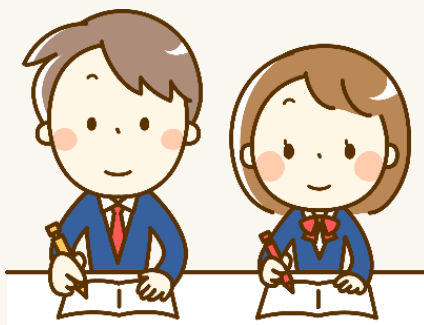
家庭や地域、職場でこれまで当然と考えられてきた固定的な性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりを解消するための啓発を行っていきます。

施策の方向	具体的施策
(1) 固定的な性別役割分担意識の変革	① 固定的な性別役割分担を解消するための啓発
(2) メディアにおける人権の尊重	① 市の印刷物の点検と是正 ② 地元メディア関係者への働きかけ ③ メディアリテラシー育成のための教育と啓発の推進
 (3) 性的少数者への理解の推進	① 差別や偏見をなくすための教育と啓発の推進 ② パートナーシップ制度に向けた整備

重点課題2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

子どもの時から、男女平等の意識を育むための教育を行っていくとともに、それぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう学校等における教育を推進します。

施策の方向	具体的施策
(1) 学校・園における男女平等の意識を育てる教育の充実	① 教育・保育内容の充実 ② 教職員等に対する研修の充実
(2) 子どもの生きる力を育むための支援	① 暴力防止プログラムによる学習機会の提供 ② 性別にとらわれない進路指導の徹底
(3) 家庭における男女平等の意識を育てる教育の充実	① ジェンダーに敏感な市民を育成するための学習会の実施 ② 家庭内にある性別役割分担を見直すための啓発
(4) 男女共同参画に関する図書・資料の充実	① 資料、情報提供の充実 ② 図書館職員等の研修の充実



基本目標Ⅱ / 男女がともに活躍できる環境づくりの推進

重点課題1 雇用・職場における男女共同参画の拡充

事業所に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容について周知・啓発を図り、男女間の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正等について事業所等に働きかけ、性別にかかわらず、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

施策の方向	具体的施策
(1) 雇用の場の創出	①雇用の場の創出
(2) 男女雇用機会均等法などの周知	①男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム・有期雇用労働法等の内容の周知 ②本市における事業所での男女共同参画に関する実態調査 ③女性を積極的に採用・登用する啓発
(3) 職場での男女平等を推進するための啓発の強化	①企業等における男女平等推進のための情報提供
(4) 多様な働き方の選択が可能となる取組	①多様な働き方の選択が可能となるよう、企業等へ労働条件の改善を働きかけ
(5) 企業・団体における女性参画の促進	①企業・団体へのポジティブ・アクションの周知 ②女性が参画しやすい職場環境整備の促進
(6) 労働相談の充実	①働く男女の労働相談窓口の設置
(7) 家族経営協定等についての相談支援	①家族経営協定についての情報提供と相談の充実 ②新規就農者への認定農業者制度の啓発 ③農林業従事者への生産・技術向上のための初心者研修の充実

重点課題2 ワーク・ライフ・バランスの啓発

長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の家庭や地域への参画を促すための啓発、育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について関係機関と連携して周知します。

施策の方向	具体的施策
(1) 家庭生活における男女共同参画の促進	①男性の家庭への参画を促す啓発活動 ②職場と家庭の性別役割分担の変革のための啓発 ③育児・介護休暇の男性への普及啓発
(2) 育児・介護休業法の事業者への周知と啓発の推進	①育児・介護休業法の事業者への周知 ②時間外勤務、フレックスタイム、在宅勤務などの配慮について事業者への啓発

重点課題3 政策、方針決定過程への女性の参画の拡大

男女共同参画社会を実現するため、行政内における男女平等意識の醸成とともに、男女がともに働きやすい環境づくりに取り組みます。積極的に女性の職域を拡大し、キャリア形成と人材育成に取り組み、職員一人ひとりの能力や実績に応じた管理職への登用を推進します。

施策の方向	具体的施策
(1) 行政における推進体制の整備	①職員に対する研修の充実 ②職場環境の整備、育児・介護休暇の男性職員への普及 ③職場の意識・実態調査の実施
(2) 市職員の男女平等雇用の推進	①市職員の募集・採用における男女平等の雇用の推進
(3) 市の審議会、委員会等への女性の登用促進	①審議会、委員会等への女性の積極的登用
(4) 市女性職員の登用拡大	①女性職員の職域拡大と管理職への積極的登用
(5) 女性人材情報の整備と提供	①女性人材の発掘と情報提供

基本目標Ⅲ / 安全安心な暮らしの実現


重点課題1 生涯にわたる健康づくり

個人のそれぞれの生き方を尊重するため、生涯にわたって健康な生活を営むための環境づくりを行っていくとともに、妊娠・出産期における指導等の母子保健施策の充実を図ります。

施策の方向	具体的施策
(1) 生涯にわたる健康対策の推進	①健診体制や保健サービスの充実 ②いのちを育む授業の推進
(2) 妊娠・出産期における健康づくりの支援	①妊産婦健康診査の充実
(3) 働く女性の健康の維持増進	①労働基準法の母性保護規定の周知

重点課題2 あらゆる暴力の根絶

すべての人があらゆる暴力の根絶のために暴力をしない・させない・許さない意識を高めるとともに、被害者からの相談や被害者への支援体制づくりを進めていきます。

施策の方向	具体的施策
(1) あらゆる暴力の防止のための啓発の推進	①あらゆる暴力を防止するための啓発活動
(2) ハラスメント防止対策の推進	①企業におけるセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント等の防止啓発 ②相談体制の充実
(3) 被害者の立場に立った効果的な支援体制の整備	①児童虐待防止の推進 ②高齢者虐待防止の推進 ③障がい者虐待防止の推進
(4) DV根絶に向けた支援体制の推進	①機能的な連携体制づくり ②DV被害者の相談体制の充実 ③DV被害者の安全確保 ④DV被害者の自立支援 ⑤DVをしない、させない啓発の充実 ⑥デートDV防止事業の推進
 (5) 性暴力を許さない啓発の推進	①啓発運動等の推進

重点課題3 個別性を重視した多様な包括的支援

男女がともに積極性をもって社会で活躍することができるよう、エンパワーメントの機会を促進していくとともに、エンパワーメントにつなげる相談窓口の周知や情報提供に努めます。

また、複合的に困難な状況におかれている人々への包括的な支援を行います。

施策の方向	具体的施策
(1) 男女のエンパワーメントの促進	①すべての男女が力を引き出し育むためのエンパワーメント講座の開設 ②悪質商法等による消費者被害や多重債務の防止支援、消費者教育の実施 ③農林業従事者への生産・技術向上のための初心者研修の充実 ④各種職業能力の開発、資格取得、経営能力向上に関する情報の提供及び研修会の実施 ⑤女性の起業への支援 ⑥若者への生活支援 ⑦中高年への就労支援
(2) 高齢者・障がい者への支援	①学習会等の開催 ②相談体制の充実
(3) ひとり親家庭への支援	①給付制度の活用促進 ②相談体制の充実

施策の方向	具体的施策
(4) 外国人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ①相談体制の整備 ②国際協力に関する情報収集と提供 ③国際平和や人権・平等についての理解を深める啓発 ④若い世代の国際交流参加への促進 ⑤外国籍市民との交流の促進
(5) エンパワメントにつなぐ相談窓口・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①女性のための相談窓口の充実 ②各種相談窓口の充実と連携

重点課題4 地域活動・市民活動等における男女共同参画の推進

男女とも地域活動に参加することで家庭生活の充実につながることから、地域活動や市民活動への参加を促進し、ワーク・ライフ・バランスにつなげていきます。

施策の方向	具体的施策
(1) 地域活動等への男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①地域活動等への男女共同参画への啓発活動 ②男女共同参画に配慮できるリーダーの育成 ③女性団体のネットワーク化の促進 ④ボランティアの養成・確保と人材の情報・集約 ⑤共通の問題・課題を抱える個人のグループづくりや既存グループへの支援 ⑥地域活動等を支える人材や市民活動等のネットワークづくり
(2) 環境・防災活動への男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①ゴミの分別・減量化への男女の参加の促進 ②環境保全活動への男女の参加の促進 ③防災活動への男女の参加の促進 ④防災活動に取り組む女性への支援 ⑤女性の視点に立った避難所の運営

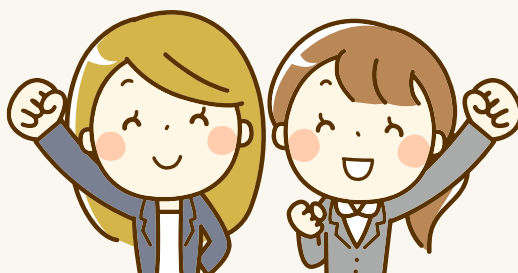
重点課題5 育児・介護サービスの充実

仕事と育児・介護等の両立支援の推進とともに、その人に合った多様な働き方と持続可能な生活ができる環境整備を図ります。

施策の方向	具体的施策
(1) 育児・介護情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ①情報の提供
(2) 子育て・親支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①保育園・こども園・幼稚園の受入体制や保育サービスの充実 ②学童保育の内容の充実 ③育児・子育て・親支援の充実や学習機会の提供 ④子育て相談の充実 ⑤乳幼児健診の充実 ⑥産婦人科・小児科・救急医療の充実 ⑦多世代の遊びと交流の場の確保
(3) 介護支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①介護保険サービスの質の向上と利用者支援 ②障がい者自立支援制度の周知の徹底 ③介護に対する意識改革の推進 ④ノーマライゼーション「優しいまちづくり」の推進

7 / 数値目標

項目	現 状		目 標	
	数値	調査時期 (10月31日現在)	中間値 (R8年度)	達成 (R13年度)
⑨ 女性活躍企業同盟(市内)	37 事業者	令和3年度	50 事業者	70 事業者
市男性職員の育児休業取得者数	8.3%	令和2年度	25%	30%
審議会等における女性の割合	25.0%	令和3年度	40%	45%
女性委員ゼロの審議会等の割合	24.1%	令和3年度	0%	0%
橋本市職員の管理職 における女性の割合 (一般行政職)	課長級 以上 18.5%	令和3年度	25%	30%
⑨ 消防吏員の女性の人数	1人	令和3年 (10月1日現在)	3人	4人
⑨ 統一地方選挙(市議会議員)の 候補者に占める女性の割合	13.6%	平成31年 (4月21日現在)	35% (R9年度)	40%
⑨ 教育委員の女性の割合	50%	令和3年度	50%	50%
⑨ デートDV防止授業実施中学校 (市立)	4校	令和3年度	全5校	全5校
⑨ 消防団員の女性の人数	2人	令和3年度	10人	12人
⑨ 農業委員の女性の割合	18% (2人)	令和3年度	30% (3人)	35% (4人)



8 / 計画の推進

(1) 橋本市における推進体制

① 橋本市男女共同参画推進会議

本市における男女共同参画を推進していくためには、行政自ら男女共同参画についての理解を深め、庁内での取組をはじめ、総合的な施策を展開する気運を高め、実施していくことが必要です。

推進会議は、副市長を会長とし、各部の長によって構成されています。施策の総合的、計画的かつ効果的な推進に向け、橋本市男女共同参画推進会議により、関連各課との連携に基づく推進体制を強化します。

② 橋本市男女共同参画推進会議幹事会

橋本市男女共同参画推進会議幹事会は、橋本市男女共同参画推進会議のもとに設置されている組織です。各課・室の長によって構成され、所掌事務に関する具体的事項について、協議及び調査研究を行うとともに、関係機関の連絡調整を図ります。

(2) 市民・市民団体、事業者との協働

本計画の推進にあたっては、市民一人ひとりの意識と行動が変わることや、事業者の積極的な取組、家庭や学校における教育など、あらゆる場面における取組が必要です。

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、市民、事業者との協働を図ります。

(3) 効果的な進行管理

① 毎年度の進捗状況報告に基づく計画の進行管理

計画の推進にあたっては、毎年度、進捗状況の確認・評価を行い、施策内容の検証及び効果的な進捗管理を行います。

② 指標項目の設定

計画の進行管理において、進捗状況を評価するための方策として、数値による指標の設定とその定期的把握が効果的です。

男女共同参画の推進状況を把握するために、数値目標を設定します。

③ 橋本市男女共同参画審議会

本計画は、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための施策展開の方向を示しています。計画をより実効あるものにしていくためには、その進行管理をしていくための体制の強化が必要です。

このため、学識経験者、公募による市民、地域活動団体の代表者、各種関係機関の代表者等の構成による橋本市男女共同参画審議会において、年次報告を受け、施策の進捗状況を評価し、進行管理を行います。

第3次橋本市男女共同参画計画【概要版】

発行年月：令和4年3月

発行：橋本市 総合政策部 人権・男女共同推進室

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

T E L : 0736-33-1229 (直通)

E-mail : jinken@city.hashimoto.lg.jp